手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,250点以上の「建築工事」で格付けされている者であること。）であること。

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,250点以上の「建築工事」で格付けされている者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,250点以上の「建築工事」で格付けされている者であること。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷ 施工実績　平成16年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。なお、求める実績に対して提出できる施工実績は１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。）

・単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績
Ｓ造、ＲＣ造、ＳＲＣ造のいずれかの建築物について次の①又は②の工事を行った実績を有すること。
① １棟あたり延べ床面積が3,300㎡以上の建築物を新築した工事
② １棟あたりの建築物に対して延べ床面積3,300㎡以上の増築又は改築した工事
※
・特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績
Ｓ造、ＲＣ造、ＳＲＣ造のいずれかの建築物について次の①又は②の工事を行った実績を有すること。
① １棟あたり延べ床面積が1,600㎡以上の建築物を新築した工事
② １棟あたりの建築物に対して延べ床面積1,600㎡以上の増築又は改築した工事
※
※改築とは、建築物の主要構造物をとりこわして作りかえることである。

⑸ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
② 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
③ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
④ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺ 記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3　総合評価落札方式

⑴ 総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、企業の施工実績と簡易な施工計画の技術提案（改善提案）などから付与する技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵ 評価項目及び評価指標

ア）企業の評価について
評価項目　①　企業体制
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況
評価指標　ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の認証状況
優：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の両方の認証取得済
良：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001のいずれかの認証取得済
可：両方とも未取得
評価項目　②　企業の施工実績
平成26度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された同種工事の施工実績
評価指標　同種工事の施工実績
有：Ｓ造、ＲＣ造、ＳＲＣ造のいずれかの建築物について次の①又は②の工事を行った実績を有すること。
① １棟あたり延べ床面積が6,600㎡以上の建築物を新築した工事
② １棟あたりの建築物に対して延べ床面積6,600㎡以上の増築又は改築した工事（※１）
無：上記該当実績無し
※１：改築とは、建築物の主要構造物をとりこわして作りかえることである。
・評価項目に関する証拠書類の写しを総合評価資料に併せて提出すること。
・共同企業体を構成する場合は、構成員のいずれか１者が該当すれば評価する。
・共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。（乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを総合評価資料に併せて提出すること。

イ）簡易な施工計画の評価について
評価項目　大項目　③　工事目的物の性能・機能に関する事項
中項目　性能・機能
小項目　品質管理
評価指標　建築工事において品質向上に寄与できる具体的提案について判定方式で評価（提案は１提案とする。提案がない場合は不適格とする。）
評価項目　大項目　④　施工計画
中項目　施工管理
小項目　作業の効率化
評価指標　現場作業などの効率化に寄与できる具体的提案について判定方式で評価。（※２）（提案は１提案とする。提案がない場合は不適格とする。）
※２：提案による効果として作業日数や人工など、定量的な数値を参考値として示し、根拠を記述する。

技術提案はそれぞれ１提案とする。提案がない場合は不適格とする。なお、技術提案の枚数は、提案数にかかわらず説明図面及び写真等を含み全体でＡ４版片面２枚以内とし、規定枚数を超えた場合は不可とする。

提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とするが、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは、不可とする。